

環境影響評価方法書の審査書

事業名		(仮称)稲庭田子風力発電事業
事業者名		株式会社グリーンパワーインベストメント
事業実施区域		位置:青森県三戸郡田子町、岩手県二戸市及び八幡平市の行政界付近の稜線上 面積:約 2,195ha
事業 特 性	事業の内容	風力発電所設置事業(陸上) ・発電所の出力:最大111,000kW ・風力発電機の基数:2,500~3,000kW級を37基 ・風力発電機の概要 ブレード枚数:3枚 ローター直径:約100m ハブ高さ:約85~100m 高さ:未定
	工事の内容	(1)工事概要 ・道路工事、造成・基礎工事:機材搬入路及びアクセス道路整備、ヤード造成、基礎工事 ・据付工事:風車据付工事(風車輸送含む) ・電気工事:送電線工事、所内配電線工事、変電所工事、建屋・電気工事、計装工事 (2)工事期間及び工程 工事開始時期:平成30年9月(予定) 試運転開始時期:平成33年1月(予定) 運転開始時期:平成33年4月頃(予定)
地 域 特 性	大気質	対象事業実施区域及びその周囲において、大気質の常時監視測定は行われていない。近傍の一般環境大気測定局は岩手県二戸市の「荷渡」、青森県八戸市の「八戸小学校」である。最寄りの自動車排出ガス測定局は青森県八戸市の「六日町」であり、対象事業実施区域から約44km離れている。平成26年度の二酸化窒素の測定結果は、いずれの測定局も環境基準に適合している。平成26年度の浮遊粒子状物質の測定結果は、いずれの測定局も環境基準の長期的評価は適合しているが、六日町局において短期的評価は適合していない。平成25年度の大気汚染に係る苦情の受理件数は、二戸市が0件、八幡平市が2件、田子町(八戸環境管理事務所調べ)が3件である。
	騒音・超低周波音	対象事業実施区域及びその周囲における環境騒音の状況について、岩手県及び青森県において公表された測定結果はない。また、対象事業実施区域及びその周囲において、自動車騒音監視は実施されていない。平成25年度の騒音に係る公害苦情の受理件数は、二戸市が1件、八幡平市が3件、田子町(八戸環境管理事務所調べ)が0件である。
	振動	対象事業実施区域及びその周囲における環境振動及び道路交通振動の状況について、岩手県及び青森県において公表された測定結果はない。平成25年度の振動に係る公害苦情の受理件数は、二戸市、八幡平市、田子町(八戸環境管理事務所調べ)とも0件である。

<p>水質及び底質</p>	<p>対象事業実施区域及びその周囲において、河川の水質の測定は行われていない。十文字川の「東北本線鉄橋」の地点で水質測定が実施されているが、平成25年度の生活環境項目の水質測定結果は、測定項目(pH、DO、BOD、SS、大腸菌群数)のうち大腸菌群数について環境基準値の超過が見られた。 対象事業実施区域の周囲における、平成25年度の地下水の水質の状況として、概況調査が二戸市上斗米で行われているが、詳細位置は不明である。各項目の測定値は環境基準値を下回っている。 平成25年度の水質汚濁に係る公害苦情の受理件数は、二戸市が0件、八幡平市が2件、田子町(八戸環境管理事務所調べ)が0件である。</p>
<p>地形・地質</p>	<p>対象事業実施区域及びその周囲における地形は主に山地であり、表層地質は主に火山性岩石からなっている。対象事業実施区域及びその周囲における重要な地形・地質はない。</p>
<p>動物</p>	<p>対象事業実施区域及びその周囲の動物相の概要は、哺乳類47種、鳥類143種、爬虫類9種、両生類15種、昆虫類1281種、魚類24種及び底生動物7種の合計1,526種が確認されている。うち、動物の重要な種は、 哺乳類:22種(カワネズミ及びカモシカ等) 鳥類:51種(ヤマドリ、ハイタカ及びノジコ等) 爬虫類:2種(ニホントカゲ及びヒバカリ) 両生類:8種(トウホクサンショウウオ、アカハライモリ及びトノサマガエル等) 昆虫類:67種(ホシチャバネセセリ、オオウラギンヒョウモン及びヤマキチョウ等) 魚類:14種(スナヤツメ類、エゾウグイ及びドジョウ等) 底生動物:6種(オオタニシ、モノアラガイ及びカワシンジュガイ等) の合計170種が該当する。 注目すべき生息地として、杉倉川(モリアオガエル)及び遠瀬(オオムラサキ)が選定されているが、対象事業実施区域内には存在しない。</p>
<p>植物</p>	<p>対象事業実施区域及びその周囲の植物相の概要は、維管束植物(シダ植物及び趣旨植物)が259種確認されている。 対象事業実施区域及びその周囲の植生の分布状況としては、山地・丘陵地に樹林環境が広がっており、主にスギ・ヒノキ・サワラ植林、アカマツ植林で占められている。そのほか、広範に見られる植生として、チシマザサ・ブナ群団、ササ群落、ブナ・ミズナラ群落、クレーミズナラ群落が分布している。樹林地以外では、牧草地・ゴルフ場、ササ群落、低地では水田雑草群落、畑地雑草群落といった開放的な環境も分布している。対象事業実施区域の植生については、主にスギ・ヒノキ・サワラ植林、チシマザサ・ブナ群団、アカマツ植林、カラマツ植林、クレーミズナラ群落、牧草値等が分布している。 植物の重要な種は34科52種が確認されている。 特定植物群落は対象事業実施区域から約4km離れたところに「四角岳のブナ林」が存在する。 対象事業実施区域及びその周囲に巨樹・巨木林、天然記念物は確認されなかった。</p>
<p>生態系</p>	<p>対象事業実施区域及びその周囲においては、高地に樹林や乾性草地が広がり、低地に樹林、湿性草地及び市街地等がみられる。対象事業実施区域内の環境類型は主に樹林と乾性草地がみられる。 対象事業実施区域及びその周囲における重要な自然環境のまとまりの場として、保安林、岩手県自然環境保全指針による優れた自然評価図における保全区分、馬淵川流域ふるさとの森と川と海保全地域が存在している。</p>

	景観	対象事業実施区域及びその周囲の主要な眺望点は、「稲庭岳」、「七時雨山」など6地点が挙げられる。景観資源について、対象事業実施区域内には「黒森」が存在するほか、周囲には「高曲原」、「安比川段丘」、「七時雨山」等がある。
	人と自然との触れ合いの活動の場	対象事業実施区域及びその周囲における、人と自然との触れ合いの活動の場は「稲庭岳」及び「稲庭交流センター「天台の湯」」等が挙げられる。
	廃棄物等	対象事業実施区域を中心とした半径50kmの範囲内の市町村における産業廃棄物の中間処理施設は273か所、最終処分場は19か所となっている。
	その他 (教育・医療・福祉施設の配置状況、公園指定等環境保全地域区域指定状況、既設風力設置状況等)	対象事業実施区域及びその周囲における配慮が特に必要な施設は、社会福祉施設が2か所あり、風力発電機から最寄りの施設までの距離は約5.9kmである。対象事業実施区域には、これらの配慮が特に必要な施設はない。住宅等については、対象事業実施区域の周囲に分布しており、風力発電機から最寄りの住宅等までの距離は約0.8kmである。 既設の風力発電所：稲庭高原風力発電所(660キロワット×3基) 計画中の風力発電所： (仮称)稲庭風力発電事業(最大180,000kW) ※本事業と一部区域が重複している。
環境影響評価の項目	参考項目との差異	別紙参照
調査・予測・評価の手法		方法書第6章(P206～273)参照
住民意見の概要及び事業者見解・関係都道府県知事意見		住民意見の概要及び事業者見解：平成28年9月2日 風力部会 資料2-3参照 関係都道府県知事意見：平成28年9月2日 風力部会 資料2-4参照
審査結果		環境審査顧問会風力部会等の意見を踏まえ、対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について、必要に応じ、勧告を行う。
備考		本審査書は事業者から届出された環境影響評価方法書を基に作成したものである。

環境影響評価の項目の選定

影響要因の区分			工事の実施			土地又は工作物の存在及び供用		
			工 事 用 資 材 等 の 搬 出 入	建 設 機 械 の 稼 働	造 成 等 の 施 工 に よ る 一 時 的 な 影 響	地 形 改 変 及 び 施 設 の 存 在	施 設 の 稼 働	
環境要素の区分								
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	窒素酸化物	○	○			
			粉じん等	○	○			
		騒音及び超低周波音	騒音	○	○			○
			低周波音（超低周波音を含む）					○
	水環境	振動	振動	○				
			水質			○		
	その他の環境	地形及び地質	底質					
			重要な地形及び地質					
その他		風車の影					○	
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地（海域に生息するものを除く。）			○		○	
		海域に生息する動物						
	植物	重要な種及び重要な群落（海域に生育するものを除く。）			○		○	
		海域に生育する植物						
	生態系	地域を特徴づける生態系			○		○	
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観					○	
	人と自然との触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場	○				○	
環境への負荷の量の程度により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	産業廃棄物			○			
		残土			○			
一般環境中の放射性物質について調査、予測及び評価されるべき環境要素	放射線の量	放射線の量						

注：1. は、「発電所アセス省令」第21条第1項第5号に定める「風力発電所 別表第5」に示す参考項目であり、
 は、同省令第26条の2第1項に定める「別表第11」に示す放射性物質に係る参考項目である。
2. 「○」は、対象事業実施区域に係る環境影響評価の項目として選定した項目を示す。